

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年9月17日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

- (ア) 株式会社ユニバース
- (イ) 岩手中央農業協同組合

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース中野店・岩手中央農業協同組合グリーン盛岡東 盛岡市中野一丁目25番3  
ほか

ウ 変更した事項

- (ア) 大規模小売店舗の名称
- (イ) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
- (ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

エ 変更の年月日

- (ア) 令和3年4月26日
- (イ) 平成28年6月29日、令和3年4月12日及び同年5月17日
- (ウ) 平成28年6月29日、令和3年4月12日及び同年5月17日

オ 変更の理由

- (ア) 大規模小売店舗の名称の変更のため
- (イ) 設置者の住所及び代表者の変更のため
- (ウ) 小売業者の住所及び代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年8月30日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース鉈屋町店 盛岡市鉈屋町11番8号

ウ 変更した事項

- (ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日

- (ア) 令和3年5月17日
- (イ) 令和3年4月30日及び同年5月17日

オ 変更の理由

- (ア) 設置者の代表者の変更のため
- (イ) 小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年8月30日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

- (ア) 株式会社ユニバース

(イ) 株式会社サンデー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 矢幅駅西口ショッピングセンター 紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割300番

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日

(ア) 令和3年7月30日

(イ) 令和3年5月17日

(ウ) 令和3年5月17日

オ 変更の理由

(ア)大規模小売店舗の名称の変更のため

(イ)設置者の代表者の変更のため

(ウ)小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年8月30日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び矢巾町役場